

老老発第 0730001 号
平成 19 年 7 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」の一部改正について

「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」（平成 19 年 7 月 30 日付け医政発第 0730001 号・老発第 0730001 号医政・老健局長連名通知）において、病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合の留意事項について通知したことに伴い、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 44 号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老人第44号）（抄）

改	後	正	前
第3 施設及び設備に関する基準	第3 施設及び設備に関する基準	第3 施設及び設備に関する基準	第3 施設及び設備に関する基準
2 施設に関する基準	2 施設に関する基準	2 施設に関する基準	2 施設に関する基準
(1) 施設に関する基準	(1) 施設に関する基準	(1) 施設に関する基準	(1) 施設に関する基準
①・② (略)	①・② (略)	①・② (略)	①・② (略)
③ (略)	③ (略)	③ (略)	③ (略)
イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。	イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。	イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。	イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合の診察室については、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。
a 療養室	a 療養室	a 療養室	a 療養室
b 診察室	b 診察室	b 診察室	b 診察室
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
④ (略)	④ (略)	④ (略)	④ (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 構造設備の基準	3 構造設備の基準	3 構造設備の基準	3 構造設備の基準
(1)・(3) (略)	(1)・(3) (略)	(1)・(3) (略)	(1)・(3) (略)
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
(8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えらるること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに共用できるものであること。関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。	(8) 病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。	(8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えらるること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに共用できるものであること。関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。	(8) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合については、それぞれに共用できるものは原則として、同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。
(9) (8) 及び(9)にかかわらず、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。	(8) 病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。	(9) (8) 及び(9)にかかわらず、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。	(9) (8) 及び(9)にかかわらず、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。
(11) (略)	(9) (略)	(11) (略)	(11) (略)